

取調べの録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、いわゆる裁判員制度対象事件について逮捕又は勾留されている被疑者を刑事訴訟法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の取調べ及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① やむを得ない事情により1の記録をすることが困難であるとき
 - ② 1の記録をしたならば弊害が生じるおそれがあると認めるとき

【検討課題】

(1) 録音・録画義務の例外①について

- 外部的要因により録音・録画の実施が困難な場合として、どのような例外事由を定めるか。
 - ・ 1の記録に必要な機器が故障したとき
 - ・ 取調べに通訳人として立ち会う者が1の記録を拒否したとき
 - ・ その他のやむを得ない事情により1の記録をすることが困難であるとき

(2) 録音・録画義務の例外②について

ア 検討の視点

- 録音・録画に伴う弊害に対処するための例外事由について検討する際の視点
 - ・ 弊害の有無、内容及び程度
 - ・ 当該弊害について、録音・録画義務の例外を設けることにより対処すべきか、それ以外の方法により対処すべきか。
 - ・ 例外該当性の判断の在り方（誰が、どのような場面で、どのような資料に基づき、どのような方法で判断するのか等）

イ 個々の例外事由

- どのような例外事由を定めるか。
 - (ア) 以下の事情により、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - ① 被疑者が1の記録を拒否したこと
 - ② 被疑者又はその親族等が加害行為等を受けるおそれがあること
 - ③ 被疑者又は関係者の名誉、利益等を著しく害するおそれがあること
 - ④ 被疑者が著しく不安、緊張、しゅう恥心等を覚えるおそれがあること
 - (イ) 1の記録をしたならば関係者の心情、名誉、利益等が著しく害されるおそれがあると認めるとき
 - (ウ) 以下の事情により、1の記録をしたならば捜査に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき
 - ① 捜査上の秘密が害されるおそれがあること
 - ② 十分な取調べをすることができないおそれがあること

(3) その他

- いわゆる弁解録取手続（刑訴法第203条第1項、第204条第1項、第205条第1項）も録音・録画義務の対象とするか。
- 録音・録画義務に違反した取調べにより得られた供述の証拠能力について、特別の規定を設けるか。

第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度

考えられる制度の概要

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者取調べの一定部分（※）について、録音・録画を実施しなければならないものとした上で、それ以外の部分については、裁量により、録音・録画を実施することができるものとする。

※ 録音・録画の必要性及び弊害を考慮し、画一的に定めておく。

【検討課題】

- 録音・録画を実施しなければならない「取調べの一定部分」として、具体的にどのようなものが考えられるか。
- 例外の要否及びその内容
- 対象事件の範囲の在り方